

○岐阜市立女子短期大学教育後援会会則

制定 昭和30. 5. 25

改正 平成12. 6. 3

改正 平成22. 5. 30

第1条 本会は、岐阜市立女子短期大学教育後援会と称する。本会事務所は、岐阜市一日市場北町7番1号、岐阜市立女子短期大学内に置く。

第2条 本会は、岐阜市立女子短期大学の教育全般を後援することを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行うものとする。

- (1) 教育施設の拡充強化
- (2) 学生の福利増進
- (3) その他必要と認める事項

第4条 本会の会員は、次の2種とする。

- (1) 正会員は、岐阜市立女子短期大学学生の保護者
- (2) 賛助会員は、本会の趣旨に賛同する者

第5条 本会に次の役員を置き、その任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

会 長 1名 副会長 2名 理 事 若干名 監 事 若干名

第6条 本会に顧問を置く。顧問には学長を推たいする。

2 顧問は、会長の諮問に応じ意見を述べる。

第7条 理事、監事は、本学各クラスの正会員から若干名を総会で選挙する。

第8条 会長、副会長は、理事会で互選する。

第9条 理事会は、必要に応じ委員会を設置することができる。

第10条 会長は、本会を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、会長の職務を代行する。

3 理事は、重要事項を審議し、本会の事業を企画執行する。

4 監事は、本会の会計を監督する。

第11条 本会に幹事若干名を置く。幹事は会長が委嘱し、本会の庶務・会計に従事する。

第12条 本会の入会金は、23,000円、会費は、正会員1年12,000円とする。

第13条 本会の入会金及び会費は、入学手続きと同時に納入する。

2 前条に定める既納の入会金等は、還付しない。ただし、在学期間が1年を超えずに中途退学した場合は、1年分の会費を還付する。

第14条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 通常総会は5月に、臨時総会は必要に応じて開くものとする。総会は会員の半数以上の出席を必要とし、予算・決算並びにその他議案は、出席会員の過半数をもって決議する。

第15条 本会の理事会は、会長が招集し、随時開催する。

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

附 則

本会則の変更は、総会の決議によって行うものとする。

附 則

この会則は平成12年4月1日から施行し、この会則施行の際、在学している者は、改正後の会則規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この会則は平成23年4月1日から施行し、この会則施行の際、在学している者は、改正後の会則規定にかかわらず、なお従前の例による。